

<p>ては、次章から第四章までの規定は、適用しない。 一五 略</p> <p>六 留置施設において、收容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 七十三 略</p>	<p>ては、次章から第四章までの規定は、適用しない。 一五 略</p> <p>六 留置場(警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)において、收容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 七十三 略</p>
--	--

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第九号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成四年佐賀県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「測定した」を「測定したものとした場合における」に、「超える」を「超えることとなる」に、「発してはならない」を「生じさせてはならない」に改める。

第四条中「発している」を「生じさせている」に改める。

第五条中「発せられる」を「生ずる」に改める。

別表の備考第一号中「日本工業規格C一五〇二に定める普通騒音計、日本工業規格C一五〇五に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器」を「計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の規定により合格とされた騒音計」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(拡声機による暴騒音の禁止)
第三条 何人も、拡声機を使用して、別表上欄に掲げる拡声機の使用方法の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める測定地点において測定したものとした場合における音量が八十五デシベルを超えることとなる音(以下「暴騒音」という。)を生じさせてはならない。

(停止命令)

(停止命令)

第四条 警察官は、前条の規定に違反して拡声機による暴騒音を生じさせている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

(拡声機の同時使用に対する勧告)

(拡声機の同時使用に対する勧告)

第五条 警察官は、二以上の者が同時に近接した場所でそれぞれ拡声機を使用している場合であつて、これらの拡声機により生ずる音が暴騒音となつており、かつ、それぞれの拡声機の使用が第三条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、これらの拡声機を使用している者に対し、当該暴騒音の発生を防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

別表(第三条関係)

別表(第三条関係)

略

略

備考

備考

一 音量の測定は、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の規定により合格とされた騒音計を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性

一 音量の測定は、日本工業規格C一五〇二に定める普通騒音計、日本工業規格C一五〇五に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器を用いて行うものとする。この場合

の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。

において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十号

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和二十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表(一)中「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五六〇円」に改める。

別表(三)中「一、五〇〇円」を「一、五六〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十一年三月三十一日までの間の全日制の課程に係る授業料は、この条例による改正後の佐賀県立学校授業料等徴収条例別表(一)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

授業料	月額 九、七〇〇円	月額 九、八〇〇円
施行日から平成二十年三月三十一日までの間	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間	

参考資料

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

別表(一)(第一条、第三条関係)

種別	授業料	入学者選抜手数料	
		入学者選抜	入学手数料
略			
全日制の課程	九、九〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
略			
立制の課程	九、九〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
略			
高等の課程	九、九〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
略			
学校の定時制の課程	一、五六〇円	九〇〇円	二、〇五〇円

別表(三)(第一条、第三条関係)

種別	授業料	聴講手数料
聴講生	一単位につき一、五六〇円	二、〇五〇円

改正前

別表(一)(第一条、第三条関係)

種別	授業料	入学者選抜手数料	
		入学者選抜	入学手数料
略			
全日制の課程	九、六〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
略			
立制の課程	九、六〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
略			
高等の課程	九、六〇〇円	二、一〇〇円	五、五五〇円
略			
学校の定時制の課程	一、五〇〇円	九〇〇円	二、〇五〇円

別表(三)(第一条、第三条関係)

種別	授業料	聴講手数料
聴講生	一単位につき一、五〇〇円	二、〇五〇円

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十一号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年佐賀県条例第二十一号)の一部を

次のように改正する。

第二条第三項第八号イ中、「助教授」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 中学校又は小学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、

教諭及び養護教諭

第二条第三項中第二十一号を第二十三号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法(次項において「平成十七年改正前の学校教育法」という。)第五十八条第一項の規定により置かれた助教授

十八 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法(第六条第五項において「平成十八年改正前の学校教育法」という。)第一条に規定する盲学校、ろう学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第二条第四項第一号イ中、「助教授」を削り、同号に次のように加える。

二 平成十七年改正前の学校教育法第五十八条第一項の規定により置かれた助教授

第六条第五項中「第二条第三項第八号ハ」の下に「及び同項第十八号」を加え、「盲学校」を「平成十八年改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校若しくは」に改める。

(佐賀県恩給条例の一部改正)

第二条 佐賀県恩給条例(平成元年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中、「盲学校」を「並びに学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校」に改める。

(佐賀県立学校設置条例の一部改正)

第三条 佐賀県立学校設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十一号)の一部

を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

1 中学校

県立学校の名称	位置
佐賀県立致遠館中学校	佐賀市
佐賀県立唐津東中学校	唐津市
佐賀県立香楠中学校	鳥栖市
佐賀県立武雄青陵中学校	武雄市

2 高等学校

県立学校の名称	位置
佐賀県立佐賀東高等学校	佐賀市
佐賀県立佐賀西高等学校	佐賀市
佐賀県立佐賀北高等学校	佐賀市
佐賀県立致遠館高等学校	佐賀市
佐賀県立唐津東高等学校	唐津市
佐賀県立唐津西高等学校	唐津市
佐賀県立厳木高等学校	唐津市
佐賀県立鳥栖高等学校	鳥栖市
佐賀県立伊万里高等学校	伊万里市
佐賀県立武雄高等学校	武雄市
佐賀県立鹿島高等学校	鹿島市
佐賀県立小城高等学校	小城市
佐賀県立神埼高等学校	神埼市
佐賀県立三養基高等学校	三養基郡みやき町
佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町
佐賀県立白石高等学校	杵島郡白石町
佐賀県立太良高等学校	藤津郡太良町
佐賀県立高志館高等学校	佐賀市
佐賀県立唐津南高等学校	唐津市
佐賀県立伊万里農林高等学校	伊万里市
佐賀県立佐賀農業高等学校	杵島郡白石町
佐賀県立佐賀工業高等学校	佐賀市
佐賀県立唐津工業高等学校	唐津市
佐賀県立鳥栖工業高等学校	鳥栖市
佐賀県立塩田工業高等学校	嬉野市
佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町
佐賀県立佐賀商業高等学校	佐賀市
佐賀県立唐津商業高等学校	唐津市
佐賀県立鳥栖商業高等学校	鳥栖市
佐賀県立伊万里商業高等学校	伊万里市
佐賀県立杵島商業高等学校	杵島郡大町町
佐賀県立鹿島実業高等学校	鹿島市

佐賀県立牛津高等学校	小 城 市
佐賀県立多久高等学校	多 久 市
佐賀県立嬉野高等学校	嬉 野 市
佐賀県立神埼清明高等学校	神 埼 市

3 特別支援学校

県立学校の名称	位置
佐賀県立盲学校	佐 賀 市
佐賀県立ろう学校	佐 賀 市
佐賀県立金立養護学校	佐 賀 市
佐賀県立大和養護学校	佐 賀 市
佐賀県立北部養護学校	唐 津 市
佐賀県立伊万里養護学校	伊 万 里 市
佐賀県立うれしの特別支援学校	嬉 野 市
佐賀県立中原養護学校	三養基郡みやき町

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第四条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第九条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第五条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項及び第三項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一の備考(一)のA中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第六条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(用語の意義)

第二条 略

2 略

3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府

(用語の意義)

第二条 略

2 略

3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府

県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。
一七 略

県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。
一七 略

八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
イ 大学の学長、教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手
ロ 略

八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
イ 大学の学長、教授、助教、常時勤務に服することを要する講師及び助手
ロ 略

ハ 中学校又は小学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
二 略
九十六 略

ハ 中学校、小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
二 略
九十六 略

十七 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法(次項において「平成十七年改正前の学校教育法」という。)第五十八条第一項の規定により置かれた助教

十八 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改

正前の学校教育法(第六条第五項において「平成十八年改正前の学校教育法」という。)第一条に規定する盲学校、ろう学校又は養護学校の校長、教諭及び養護

教諭
十九二十三 略

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

一 学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの
イ 大学の学長、教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手
ロハ 略

二 平成十七年改正前の学校教育法第五十八条第一項の規定により置かれた助教
二 略

(在職期間の計算)
第六条 略
24 略

5 前二項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教育職員(第二条第三項第八号八及び同項第十八号に掲げる者に限る。)又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員(第二条第四項第一号八に掲げる者に限る。)を恩給条例第三条第一項第八号に規定する

十七二十一 略

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

一 学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの
イ 大学の学長、教授、助教、常時勤務に服することを要する講師及び助手
ロハ 略

二 略

(在職期間の計算)
第六条 略
24 略

5 前二項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教育職員(第二条第三項第八号八に掲げる者に限る。)又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員(第二条第四項第一号八に掲げる者に限る。)を恩給条例第三条第一項第八号に規定する中学校、小学校、

第二条(佐賀県恩給条例の一部改正)に係る新旧対照表

(職員等)	改 正 後	(職員等)	改 正 前
<p>中学校、小学校、平成十八年改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校若しくはろう学校又は幼稚園の教育職員(以下この項において「小学校等の教育職員」という。)、他の都道府県の準教育職員(学校教育法第一条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除いた者に限る。)、又は市町村の準教育職員(同法同条に規定する幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。)、を恩給条例第三条第一項第八号に規定する中学校、小学校、平成十八年改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校若しくはろう学校又は幼稚園の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の代用教員等(恩給条例第十八条第一項においてその例によるものとされる恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第四十条の三第一項に規定する代用教員等(以下「代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下同じ。)を代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間(昭和二十二年五月三日以後における期間に限る。)を通算するものとする。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。</p>		<p>盲学校、ろう学校又は幼稚園の教育職員(以下この項において「小学校等の教育職員」という。)、他の都道府県の準教育職員(学校教育法第一条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除いた者に限る。)、又は市町村の準教育職員(同法同条に規定する幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。)、を恩給条例第三条第一項第八号に規定する中学校、小学校、盲学校、ろう学校又は幼稚園の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の代用教員等(恩給条例第十八条第一項においてその例によるものとされる恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第四十条の三第一項に規定する代用教員等(以下「代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下同じ。)を代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間(昭和二十二年五月三日以後における期間に限る。)を通算するものとする。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。</p>	

<p>2 略</p> <p>九〇十一 略</p>	<p>第三条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で県から給料の支給を受けるものをいう。ただし、恩給法の規定の準用を受ける者を除く。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 公立の小学校、中学校並びに学校教育法の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の校長、教頭、教諭又は養護教諭、公立の高等学校の校長、教頭、教諭、助教諭及び養護助教諭並びに公立の幼稚園の園長、教頭、教諭及び養護教諭</p>
<p>2 略</p> <p>九〇十一 略</p>	<p>第三条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で県から給料の支給を受けるものをいう。ただし、恩給法の規定の準用を受ける者を除く。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長、教頭、教諭又は養護教諭、公立の高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭並びに公立の幼稚園の園長、教頭、教諭及び養護教諭</p>

第三条(佐賀県立学校設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
1 中学校			
県立学校の名称	位 置	県立学校の名称	位 置
佐賀県立致遠館中学校	佐 賀 市	佐賀県立致遠館中学校	佐 賀 市
佐賀県立唐津東中学校	唐 津 市	佐賀県立唐津東中学校	唐 津 市
佐賀県立香楠中学校	鳥 栖 市	佐賀県立香楠中学校	鳥 栖 市
佐賀県立武雄青陵中学校	武 雄 市	佐賀県立武雄青陵中学校	武 雄 市
2 高等学校			
県立学校の名称	位 置	県立学校の名称	位 置
佐賀県立佐賀東高等学校	佐 賀 市	佐賀県立佐賀東高等学校	佐 賀 市
佐賀県立佐賀西高等学校	佐 賀 市	佐賀県立佐賀西高等学校	佐 賀 市
佐賀県立佐賀北高等学校	佐 賀 市	佐賀県立佐賀北高等学校	佐 賀 市
佐賀県立致遠館高等学校	佐 賀 市	佐賀県立致遠館高等学校	佐 賀 市
佐賀県立唐津東高等学校	唐 津 市	佐賀県立唐津東高等学校	唐 津 市
佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市	佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市
佐賀県立厳木高等学校	唐 津 市	佐賀県立厳木高等学校	唐 津 市
佐賀県立鳥栖高等学校	鳥 栖 市	佐賀県立鳥栖高等学校	鳥 栖 市
佐賀県立伊万里高等学校	伊 万 里 市	佐賀県立伊万里高等学校	伊 万 里 市
佐賀県立武雄高等学校	武 雄 市	佐賀県立武雄高等学校	武 雄 市
佐賀県立鹿島高等学校	鹿 島 市	佐賀県立鹿島高等学校	鹿 島 市
佐賀県立小城高等学校	小 城 市	佐賀県立小城高等学校	小 城 市
佐賀県立神埼高等学校	神 埼 市	佐賀県立神埼高等学校	神 埼 市
佐賀県立三養基高等学校	三養基郡みやき町	佐賀県立三養基高等学校	三養基郡みやき町
佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町	佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町
佐賀県立白石高等学校	杵島郡白石町	佐賀県立白石高等学校	杵島郡白石町
佐賀県立太良高等学校	藤津郡太良町	佐賀県立太良高等学校	藤津郡太良町
佐賀県立高志館高等学校	佐 賀 市	佐賀県立高志館高等学校	佐 賀 市
佐賀県立唐津南高等学校	唐 津 市	佐賀県立唐津南高等学校	唐 津 市
佐賀県立伊万里農林高等学校	伊 万 里 市	佐賀県立伊万里農林高等学校	伊 万 里 市
佐賀県立佐賀農業高等学校	杵島郡白石町	佐賀県立佐賀農業高等学校	杵島郡白石町
佐賀県立佐賀工業高等学校	佐 賀 市	佐賀県立佐賀工業高等学校	佐 賀 市
佐賀県立唐津工業高等学校	唐 津 市	佐賀県立唐津工業高等学校	唐 津 市
佐賀県立鳥栖工業高等学校	鳥 栖 市	佐賀県立鳥栖工業高等学校	鳥 栖 市
佐賀県立塩田工業高等学校	嬉 野 市	佐賀県立塩田工業高等学校	嬉 野 市
佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町	佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町
佐賀県立佐賀商業高等学校	佐 賀 市	佐賀県立佐賀商業高等学校	佐 賀 市
佐賀県立唐津商業高等学校	唐 津 市	佐賀県立唐津商業高等学校	唐 津 市
佐賀県立鳥栖商業高等学校	鳥 栖 市	佐賀県立鳥栖商業高等学校	鳥 栖 市
佐賀県立伊万里商業高等学校	伊 万 里 市	佐賀県立伊万里商業高等学校	伊 万 里 市
佐賀県立杵島商業高等学校	杵島郡大町町	佐賀県立杵島商業高等学校	杵島郡大町町
佐賀県立鹿島実業高等学校	鹿 島 市	佐賀県立鹿島実業高等学校	鹿 島 市
佐賀県立牛津高等学校	小 城 市	佐賀県立牛津高等学校	小 城 市
佐賀県立多久高等学校	多 久 市	佐賀県立多久高等学校	多 久 市
佐賀県立嬉野高等学校	嬉 野 市	佐賀県立嬉野高等学校	嬉 野 市
佐賀県立神埼清明高等学校	神 埼 市	佐賀県立神埼清明高等学校	神 埼 市
3 特別支援学校			
県立学校の名称	位 置	県立学校の名称	位 置
佐賀県立盲学校	佐 賀 市	佐賀県立盲学校	佐 賀 市
佐賀県立ろう学校	佐 賀 市	佐賀県立ろう学校	佐 賀 市
佐賀県立金立養護学校	佐 賀 市	佐賀県立金立養護学校	佐 賀 市
佐賀県立大和養護学校	佐 賀 市	佐賀県立大和養護学校	佐 賀 市
佐賀県立北部養護学校	唐 津 市	佐賀県立北部養護学校	唐 津 市
佐賀県立伊万里養護学校	伊 万 里 市	佐賀県立伊万里養護学校	伊 万 里 市
佐賀県立うれしの特別支援学校	嬉 野 市	佐賀県立うれしの特別支援学校	嬉 野 市
佐賀県立中原養護学校	三養基郡みやき町	佐賀県立中原養護学校	三養基郡みやき町